

<資料1－3>

2021年7月15日開催の第55回定期総会において承認された第56事業年度事業計画では、現執行部における経営方針を以下のとおり定めた。

I. 経営方針

日本公認会計士協会は、情報の信頼性確保を担うとともに、健全な組織ガバナンスに寄与する公認会計士の職業専門家団体として、これまで公認会計士監査の在り方を幾重にも見直し、監査制度改革に積極的に取り組んできました。監査に関する制度的な手当てがここ数年で大きく進められた今こそ、会計監査だけに留まらず、公認会計士業界の10年、20年先を見据え、長期的な視点で会務に取り組んでいくことが必要であると判断し、手塚会長をはじめとする現執行部における3年間のスローガンとして「前進～未来へ」を掲げました。

また、本スローガンを前提として、協会におけるありたい姿・価値観を定義するため、公認会計士法における公認会計士の使命や現在のタグライン「Engage in the Public Interest 社会に貢献する公認会計士」をベースに協会の使命を以下のとおり整理しました。

1. 公認会計士に対する社会からの信頼を確立する。
2. 会員のプロフェッショナルとしての資質の向上を支援する。
3. 会員がその資質を発揮して社会に貢献できる場を提供する。

協会では、整理したこれらの使命から、「ありたい姿」と「価値観」を以下のとおり定義しました。

【ありたい姿】

「会員からも社会からも信頼され、経済の健全な発展と幸福な社会の実現に最も貢献するプロフェッショナル団体」

【価値観】

1. 会員をはじめとするステークホルダーからの信頼を第一とする。
2. 先見性・戦略性・創造性を尊重する。
3. ステークホルダーとの建設的な議論と協働を心がける。
4. 助け合いと協力を尊重し、オープンで生産性の高い会務運営を心がける。

当該ありたい姿となるべく、我々を取り巻く現状を踏まえ、以下の「6つの課題」を認識し、それらの課題に対する「5つの戦略目標」を掲げました。

【6つの課題】

1. 会計監査の在り方改革（特に監査の現場力強化）
2. 会計基準及び監査の基準設定との関わり
3. 企業情報開示の変革への適応

4. 企業活動の変化及び技術革新への適応
5. 公認会計士業務に対する社会からのニーズの充足
6. 急速な会員数の増加と会員の多様化への適応

【5つの戦略目標】

- 戦略目標 1. 公認会計士に対する信頼の確立
- 戦略目標 2. ステークホルダーエンゲージメント
- 戦略目標 3. 人材の確保・育成
- 戦略目標 4. 業務開発と収益性（社会からのニーズの充足）
- 戦略目標 5. 会務運営の生産性・透明性

この5つの戦略目標の達成に向け、事業活動を展開した。

なお、本事業及び会務の報告では、はじめに、公認会計士法改正の対応及び公認会計士/日本公認会計士協会の新ブランド策定を取り上げ、次いで上記の戦略目標に紐づく主要な施策の状況について述べた後、ビジョンペーパー2022の策定について記載する。

<公認会計士法改正の対応>

企業活動の一層のグローバル化やICT・AIといった技術革新が進むなどの経済社会情勢の変化は著しく、また、気候変動やパンデミック等により社会の不確実性が高まっている。こうした中で非財務情報に関する企業情報開示の拡充に向けた検討が進み、更に財務諸表監査以外の保証業務のニーズも増加するなど、一層の情報開示とその信頼性確保に対する社会的要請が強くなっている。一方、会計・監査によって培った知識・経験を活かして企業や官公庁などで組織内部の業務に従事する公認会計士も増加している。こうした近年の経済環境の変化、公認会計士が担う役割の広がりや働き方の多様化などを受け、将来の会計監査の信頼性の確保に向けて具体的な方策を検討するため、2021年10月から、金融庁に設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」において議論が行われることとなった。協会からも同懇談会に参加し、「会計監査の信頼性確保」及び「公認会計士の能力発揮・能力向上」に関して具体的な論点を提示し、喫緊の課題については法改正の必要性を主張するとともに、中長期的に検討を要する課題についても早期に議論を開始するように求めた。2021年11月12日に同懇談会の論点整理が公表されたことを受け、同年11月15日に会長声明『「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」論点整理の公表を受けて』を発出し、示された論点

に対して、具体的な施策や取組の検討を進め、今後も、会計監査の品質の向上と資本市場の信頼性の維持・向上に貢献していく旨を示した。

その後、2021年11月に公認会計士制度の改善が必要な事項を検討するよう金融担当大臣から金融審議会公認会計士制度部会に諮問が発出され、論点整理で示された事項のうち制度改正が必要な事項について議論が開始された。その結果、以下の7つの論点について制度改正の方向性が示された。

「資本市場の信頼性の確保のための方策」

- ① 上場会社監査事務所登録制度の法定化
- ② 公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直し
「公認会計士の能力発揮・能力向上に向けた環境整備」
- ③ 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の緩和
- ④ 企業等に勤務している公認会計士の登録事項の整備
- ⑤ 資格要件に関する実務経験期間の伸長
- ⑥ 継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備
- ⑦ 協会の会則記載事項として会計教育活動の位置付けの追加

協会は、資本市場の信頼性の確保のための方策の2点のうち、①に関しては、これまでの協会の知見・ノウハウを最大限有効に活用できる制度的枠組みとするなどを要望するとともに、資本市場の信頼性の維持・向上のために、中小監査事務所に対して経営基盤強化と充実した情報開示を実現させるための支援を行うことを表明していた。②に関しては、協会の品質管理レビューを前提とした現在のモニタリング制度に変化をもたらすものではないことが前提であることの確認を当局に求めた。また、政党・国会議員に対しても本論点について説明した。公認会計士の能力発揮に向けた環境整備として、③に関しては、諸外国の規制に比べてもこの規制が過度に厳しいものであり、優秀な人材がこの規制によって監査法人を退職する事例や社員への登用を見合わせる事例が生じており、また、監査先の企業等においても役員等への昇進に制約が生じている事例があることから、この環境を改善するために協会が改正を強く求めていた。④及び⑥に関しては、公認会計士の能力向上に向けて協会が実施する施策の実効性を持たせるためにも必要なものとして、また、⑤に関しては複雑化・専門化している企業活動に伴い監査基準が高度化する中で、これに対応できる能力を養う観点と、国際基準との整合性を図る観点から協会が改正を求めていたものである。⑦に関しては、会計に関する教育・啓発活動を一層推進するために法律への位置付けの追加を求めていたものである。

2022年1月4日付けの制度部会の報告書の公表の翌日には、上述の内容を会

長声明「金融審議会公認会計士制度部会報告の公表を受けて」として発信した。

その後、制度部会の報告書をもとにした公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案が2022年3月1日に閣議決定され国会に提出された。同法律案の策定過程においては、自由民主党政務調査会金融調査会に設置された企業会計に関する小委員会や各政党の関係する会議等において、協会の考え方を示した。特に上述②の公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直しに関しては、協会の品質管理レビューを前提とした現在のモニタリング制度に変化をもたらすものではないことが前提であるとの確認が必要であると説明した結果、このことについて国会の場においても委員会質疑で取り上げられ、その旨が政府答弁で確認された。これに加えて、今回の改正内容に関して会員に対して緊急の臨時全国研修会や中小監査事務所への説明会を実施した。

同法律案は、2022年5月11日に国会で可決・成立した。今回の改正は、15年の間改正されてこなかった公認会計士法に関して、喫緊の課題と短期的に解決できる課題に焦点を当てて行われた。今後、改正法の適用に向けて準備を進めるとともに、今回の改正の対象とならなかった、公認会計士の業務の拡大による公認会計士・監査法人の業務範囲の定義、公認会計士に求められる資質・能力の変化に適応した試験・育成制度の在り方、監査法人の大規模化に適応した組織運営に関する制度の在り方などの残された重要な課題を解決するための検討を進めていく。この点については、国会の委員会質疑における政府答弁の中でも、中長期的課題として検討を進める旨が確認された。

<公認会計士/日本公認会計士協会の新ブランド策定>

協会では、2013年にタグライン「Engage in the Public Interest 社会に貢献する公認会計士」を策定し、公認会計士の存在意義について会員及び社会一般に訴えてきた。しかし、2013年以後も公認会計士の活躍の場・領域の多様化は進み、33,000人を超える会員のうち監査法人に在籍していない者の比率が6割に近づくなど、公認会計士を取り巻く環境は大きく変化している。また、公認会計士という資格に対する社会における認知度は一定の水準に達しているものの、公認会計士が提供している業務の内容に関する社会的な認知度が高いとは言えず、我が国において、監査がもたらす社会的価値や監査人の意義、公認会計士という資格の価値について、社会一般に明確なイメージや理解が広く浸透しているとは言い難い現状である。

そこで、公認会計士は何者なのか、公認会計士が社会に対して提供できる価値とは何か、その価値を提供することにより社会にどのような貢献ができるの

か、といった点を明確にし、広く社会に認知してもらう活動は、公認会計士自らのアイデンティティを確立し、使命感や誇りを昂揚する大きな意義があると考え、ブランディング活動に取り組んだ。

監査、コンサルティング、税務、組織内会計士、社外役員といった様々な分野や地域で活動するメンバーが参画するプロジェクトチームを組成して、ステークホルダーとの意見交換を通じて寄せられた意見も踏まえて検討を行い、公認会計士の中核的な価値（中核概念）とその考え方・解説を取りまとめ、新たなタグラインを策定した。そして、これらの概念を視覚的に表現していくため、協会のブランドカラーとロゴマークの変更等を行った。

【タグライン】

（日）信頼の力を未来へ

（英）Building trust, empowering our future

【中核概念】

私たち公認会計士は、高い倫理観と専門的知見をもとに説明責任を完め、世界の人々と共に社会に信頼を創り上げていくことで、安心で活力に満ちた豊かな社会の創造に貢献するプロフェッショナルです。

【新ブランドの考え方・解説】

将来の予測が難しく「確かなもの」が見えにくい時代の中、社会における「信頼」の重要性がこれまでになく高まっています。

私たち公認会計士は、監査、財務、会計、税務、コンサルティング等における専門的知見や幅広い知識、高い倫理観を備えたプロフェッショナルとして、社会における説明責任を支えながら、自らも様々な役割での説明責任を果たすことで、長年にわたり社会に「信頼」を創り出してきました。

これからも、私たち公認会計士は、一人一人が説明責任を完めていくことで、プロフェッショナルパートナーとして世界の人々と共に「信頼」を社会の隅々にまで満たし、安心で活力に満ちた豊かな社会の創造に貢献し続け、明るい未来を切り拓いていきます。

【協会ロゴ】



今回策定した新たなブランドは、2022年4月配信のJICPAオンラインカンフ

アレンス2022において対外発表した。2022年7月6日「公認会計士の日」から本格展開することとしている。

<戦略目標>

1. 公認会計士に対する信頼の確立

(1) 会計・監査における信頼の確立

会員が職業的専門家としての職責を果たすために遵守すべき倫理の規範である倫理規則について、理解のしやすさを向上させ、その遵守を促進するため、倫理規則の体系及び構成等の見直しを行うとともに、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の倫理規程の改訂を踏まえて、実質的な内容の変更を伴う個別規定の見直しの検討を進めてきた。2022年7月定期総会での審議に向け、2021年11月22日には「倫理規則改正の公開草案」を公表するとともに、公開草案の解説動画などを掲載し、改正の主要論点や倫理の重要性について会員・準会員の理解を促すよう努めた。なお、倫理に関する諸規程の改正に当たっては、様々な利害関係者の意見を聞きながら、公正な規則を作成することが重要であるため、2021年9月に、財務諸表作成者、利用者、研究者、弁護士、取引所関係者といった有識者から構成される「倫理委員会有識者懇談会」を立ち上げた。前述の倫理規則の改正に係る検討に関しても、同懇談会において意見を聴取した上で、改正案を取りまとめている。

また、監査事務所の品質管理等に関する基準として、2021年11月16日付で企業会計審議会から「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」が公表された。同意見書は、現行のInternational Standard on Quality Control (ISQC) 1に代わり2020年12月に国際監査・保証基準審議会（IAASB）から新たに公表されたInternational Standard on Quality Management (ISQM) 1、ISQM2及び改訂されたInternational Standard on Auditing (ISA) 220に示された内容が取り入れられており、これを受けて協会は、その実務の指針として、品質管理基準委員会において品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」の改正、品質管理基準委員会報告書「監査業務に係る審査」の新設及び監査基準委員会において監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」の改正について起草活動を行い、これらの報告書に関する公開草案を2022年3月23日に公表し意見募集を行った。併せて中小監査事務所がこれらの報告書を円滑に適用することを目的としてツールの開発を進めている。

さらに、監査上の主要な検討事項（KAM）に関する取組として、強制適用初年度である2021年3月期における記載事例分析を監査研究者に委託した。その分析結果は「「監査上の主要な検討事項」の強制適用初年度（2021年3月期）事例分析レポート」として2021年10月29日に公表した。加えて、公益社団法人日本証券アナリスト協会が2022年2月2日に公表した「証券アナリストに役立つ監査上の主要な検討事項（KAM）好事例集」の編纂に当たって、同協会からの依頼の下、その一次選定に協力した。また、監査上の主要な検討事項（KAM）が上場会社等の監査に適用されて2022年3月期で2年目を迎えるに当たって、会員の実務の参考とするべく、KAMの項目やその記載内容の検討に当たって留意点について取りまとめた「監査上の主要な検討事項（KAM）の適用2年目に向けて」を2022年3月1日に公表した。

このほか、コロナ禍を契機として、リモートワークの一般化が進む中、押印廃止の傾向に代表されるような企業側の業務プロセス・内部統制の変革への対応を進めるとともに、電子的監査証拠の利用促進、残高確認電子化といった監査業務の変革を進めていくべく、リモートワークに対応した提言・留意事項の検討を進め、「リモートワークを俯瞰した論点・課題（提言）」を2021年4月22日に公表した。

（2）高品質かつ信頼ある企業情報開示の確立

近年、企業の情報開示に対する社会のニーズは財務情報の開示にとどまらず、非財務情報を含めた包括的なものとなり、企業と投資家との対話が重視される等、企業情報開示は大きな変化を迎えている。

協会では、国際的に非財務情報の開示についての議論が活発化している状況も踏まえ、企業情報開示の有用性と信頼性の向上に向けた課題の抽出と対応の方向性や、企業情報開示を支える立場の公認会計士が果たすべき役割を検討し、「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討—開示とガバナンスの連動による持続的な価値創造サイクルの実現に向けて—」を2021年5月14日付けて公表した。これを基に、企業情報開示の有用性及び信頼性の向上に向けた具体的な施策を実施するとともに、国内外のサステナビリティ開示に係る動向に対応するため、2021年7月に常置委員会として「企業情報開示委員会」を設置した。

その後も、国際的な基準設定の動きは急であり、2021年11月には、IFRS財団の下に国際会計基準審議会（IASB）と並ぶ新たな組織として、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が設立され、同時に、IFRS財団が気候

変動開示基準委員会（CDSB）及び価値報告財団（VRF）を統合することが発表された（CDSBは2022年1月に統合完了し、VRFは2022年6月末に統合が完了する予定である。）。協会は、IFRS財団のこのような取組を歓迎するとともに、関係者と強力に連携し、サステナビリティ報告基準の策定及び実務の発展に積極的に貢献していく旨を表した会長声明を2021年11月4日付けて発出した。

このほか、非常に動きが速く会員実務への影響も大きいサステナビリティの開示に係る動向の発信にも力を入れており、ウェブサイト上で「Global Sustainability Insights」の連載の開始、また、気候変動をテーマとしたオンラインセミナーの開催（2022年3月）、会員がサステナビリティに関する能力・知見を身に着けるための教育の在り方を検討するプロジェクトチームを設置するなどの取組を進めている。

（3）社会貢献活動

協会では、持続可能な社会の実現が国民経済の発展の基盤になるとの考え方の下、SDGsに掲げられた目標・ターゲットや日本における社会的課題を理解した上で、協会及び公認会計士と社会との関わり方や持続可能な社会の構築に貢献するための課題及び取組について検討を行ってきた。2021年7月には「SDGs宣言」を策定し、豊かな社会を創造し、未来を拓くため公認会計士も積極的に貢献していくことを表明した。また、SDGs宣言に至る経緯及び3つの柱と重点項目に紐づく協会の具体的な取組・アクションプランを記載したパンフレット「信頼を紡ぎ 未来を拓く」とその紹介動画も公表し、公認会計士及び協会のSDGs達成に向けた取組について内外への浸透活動に努めた。加えて、特別委員会の任期満了に伴い、協会におけるSDGs達成に向けた活動を恒常的に推進していくために、2021年7月に常置委員会「SDGs推進委員会」を設置した。

2021年10月には、A4S（The Prince of Wales's Accounting for Sustainability Project）のメンバーである会計専門家団体ネットワークABN（Accounting Bodies Network）が連名でネットゼロ実現に向けた取組を実施する旨を表明した声明文「ABNネットゼロ・コミットメント（ABN NET ZERO COMMITMENT）」を発出し、協会もこれに署名した。また、2022年3月にはグローバル・アカウンティング・アライアンス（GAA）から、自然危機に対する行動を呼び掛ける声明文「自然危機に対する行動の呼び掛け（A call to action in response to the nature crisis）」が発出された。この声

明は、2022年4月～5月に開催される国連生物多様性条約（CBD）第15回締結国会議（COP15）第2部に先立ち、公認会計士及び会計専門家団体が生物多様性の分野において貢献していくことを表明するものであり、協会もこれに署名した。

社会貢献活動として取り組んでいる会計基礎教育に関しては、会計基礎教育推進会議の下部組織として、「中等教育教材編集委員会」、「会計リテラシー普及ツール開発部会」、「ハロー！会計運営委員会」を設置し、検討体制の強化を図った。特に、中等教育教材編集委員会では、学習指導要領の改訂により、2021年・2022年から中学校及び高等学校で「会計情報の活用」が取り上げられることになったことを踏まえ、教員の方々を支援するべく、具体的な授業の進め方の計画書（指導案）や授業内で用いる教材を開発し、教育関係者への提供を開始した。

(4) 継続的専門研修制度の不適切な受講への対応

2020年9月に発覚した、会員監査法人の退職者及び関連組織在職者によるeラーニングの二重受講と、協会及び他の会員監査法人のeラーニングシステムにおける研修の早送り受講について、懲戒処分を決定し公表したことを受け、2021年8月12日に会長声明「継続的専門研修制度の適切な運営の確保について」を公表した。会長声明では、結果として個人会員93名及び2会員監査法人に対して懲戒処分を行うこととなったことを重く受け止め、協会は継続的専門研修（CPE）制度の重要性に関する研修の実施、eラーニングシステムにおける不適切な受講のモニタリングの強化、品質管理レビューにおける監査事務所の研修体制等の確認等の再発防止策を実施するとともに、eラーニングシステムを運営する監査法人等に対して、適切な受講を徹底するよう要請した。加えて、CPEは公認会計士法に定められた制度として運営されており、公認会計士個人の資質の維持・向上を促すだけではなく、公認会計士が職業的専門家としての資質を有していることを担保することによって公認会計士制度に対する社会からの信頼を維持するための極めて重要な制度であることも踏まえ、会員に対し、CPEの意義を心に刻み、真摯に取り組むことを改めて強く要請した。

(5) 公認会計士の業務の在り方に関する検討

協会は、企業及び監査人の実態調査を通じて監査の現場力強化に向けた提言を行うべく、学校法人先端教育機構社会情報大学院大学を実施主体と

した委託研究を実施している。本研究においては、企業と監査人の監査に対する認識のミスマッチが監査の現場力に影響を及ぼしているのではないかとの仮説の下、「公認会計士による監査がどのように認識されているか」について、企業関係者及び公認会計士に対するアンケートを実施し、監査の現場力に影響を及ぼす要因を分析した上で、今後の課題及び提言の取りまとめを進めている。

さらに、国立研究開発法人理化学研究所が実施した研究「AI等のテクノロジーの進化が公認会計士業務に及ぼす影響」について、2022年1月26日付で研究報告書が公表された。本研究は、AI等のテクノロジーによって公認会計士業務が代替されることがどの程度あり得るのか、そして、具体的にどういった業務が代替され得るのかなどを調査することを目的として行われ、その実施に協会も協力した。研究報告書の公表に当たって、研究報告書の成果を受け止め、AI等のテクノロジーの進化の影響に対して公認会計士が何を考え、どのように取り組んでいくべきかについて、協会の所感を取りまとめ「理化学研究所による研究報告書「AI等のテクノロジーの進化が公認会計士業務に及ぼす影響」の公表を受けて」を公表した。

(6) JICPAオンラインカンファレンスの開催

規律正しく活発に機能する「品格ある活発な資本市場」の実現に向けて、公認会計士が社会から期待される役割を果たすために、公認会計士が自らの使命を改めて心に刻み、使命の自覚を行動に表すきっかけとする場となり、また、資本市場関係者の方々との対話を通じて協働を促す機会になることを願い、「JICPAオンラインカンファレンス2022」を開催した。本年度は「信頼の力を未来へ～Building trust, empowering our future～」をテーマに掲げ、資本市場の様々なステークホルダーを基調講演者・パネリストに迎え、収録配信型のオンラインイベントとして実施した（2022年3月10日・11日収録、4月4日・5日配信）。本カンファレンスでは6つのセッションを行い、(5)に記載した研究成果や協会の新ブランド等について内外関係者の理解促進のために発表された。

本カンファレンスは一般の方も視聴できるよう期間限定でアーカイブ配信しており、会員・準会員向けにはCPE単位が取得可能なeラーニング配信も行っている。

2. ステークホルダーエンゲージメント

「国民経済の健全な発展に寄与する」という公認会計士の使命を果たすためには、官公庁や市場関係者、国際機関等といった様々なステークホルダーとの連携が不可欠である。公認会計士法改正の対応においては、多くのステークホルダーとの関係強化がより一層求められたことから、官公庁、経済界、学術関係者、市場関係者、他士業の専門家団体、国際機関、マスメディア及び国会議員等と積極的に対話を実施し、関係構築に取り組んだ。

特に、公認会計士法改正に向けた議論に際しては、議論に先だって会計監査の在り方に関する懇談会委員、金融審議会公認会計士制度部会委員と意見交換の場を設け、協会の考えを理解していただくことに努めたほか、法案の国会審議に向けては、与野党問わず多くの国会議員に内容の説明を行った。

また、ステークホルダーとの相互理解を深めるとともに、対話で得たフィードバックを協会会務に活かすこと目的として、「ステークホルダーとの建設的な対話方針」を策定し、ステークホルダーエンゲージメントの強化に向けた体制整備に努めた。

3. 人材の確保・育成

公認会計士を取り巻く内外環境の変化により公認会計士に求められる期待・役割は拡大しており、これらは公認会計士に求められる資質・能力にも変容をもたらしていると考えられる。そこで「公認会計士に求められる資質の検討タスクフォース」を設置し、公認会計士としての資格取得要件を具備した時点に焦点を当て、公認会計士を取り巻く環境の変化に対応し社会に貢献し続けることのできる公認会計士に求められる資質・能力について検討し、2021年11月10日付けで報告書を会員向けに公表した。

また、協会では、様々な分野で活躍する公認会計士を支援し、活動領域の拡充及び人材の流動化の促進を目的として、社外役員会計士や組織内会計士のネットワークを設けており、2022年3月末時点の登録者数は、公認会計士社外役員ネットワークが1,415名（賛助会員997名）、組織内会計士ネットワークが2,298名（賛助会員487名）となっている。これらのネットワークにおいては、社外役員・組織内会計士等として知見を発揮する公認会計士の資質維持・向上のため、研修会やネットワーキング活動を実施している。2021年5月には、経済社会の多様な領域において活躍している公認会計士の活動を紹介するため、事業会社や公的機関などで経営者や従業員として働く会員や上場企業等の社外役員となる道を選んだ会員など、監査法人以外の組織に所属する11名の活動を取り上げた、会計・監査ジャーナル別冊第2号「多様な

企業等で働く公認会計士たち～公認会計士の多様性の一例として～」を発行した。

女性会計士活躍の更なる促進の観点では、協会では会員・準会員及び公認会計士試験合格者の女性比率に関するKPIを2018年に設定している。2021年の公認会計士試験合格者の女性比率は21.8%であり、「2030年度までに公認会計士試験合格者数の女性比率30%」のKPIを達成するべく、2022年3月19日に公認会計士を目指す女性の方向けのオンラインイベント「公認会計士を目指す貴女へ」を開催する等、公認会計士の魅力向上に努めた。

4. 社会からのニーズの充足

協会では、毎年、我が国経済社会の維持・発展に貢献するために、中立的な立場から、税制に対して提言や意見の表明を行っている。本年度においては、コロナ禍で傷ついた企業活動の下支えを継続し経済活動のデジタル化や成長分野への人材シフトを進め我が国経済を再び成長軌道に戻すことや、災害に負けない社会資本の整備も喫緊の課題であるとの現状認識の下、「令和4年度税制改正意見書」を取りまとめ公表した。

また、株式新規上場（IPO）を取り巻く環境への対応として、監査法人、証券会社、ベンチャーキャピタル、取引所などの関係者と連携しながら、IPOを目指す企業に対して質の高い監査を安定的に提供するための環境整備に継続的に取り組んでいる。本事業年度においては、準大手監査法人や中小監査事務所が監査人である企業の上場が着実に増加しており、IPOの新たな担い手として中小監査事務所に大きな期待が寄せられていることを踏まえて、2021年11月29日に、「IPO会計監査フォーラム～IPO監査の担い手となる中小監査事務所交流会～」（後援：金融庁、日本証券業協会、東京証券取引所）を開催した。

さらに、協会では、SDGs宣言の重点項目の一つとして「地域活性化」を掲げ、地域活性化への貢献に取り組んでいる。公認会計士は、地域における産業育成や中小企業への経営支援、企業・自治体の健全な組織ガバナンスの構築支援等といった業務を通じて、地域活性化に貢献していることを広く周知するべく、会計・監査ジャーナル別冊「地域とともに歩む公認会計士～地域社会の未来に向けた課題解決にチャレンジ～」を2021年10月に発刊した。

加えて、BSテレ東において企画された豊かな未来をつくるヒントを探る番組「未来プロジェクト2021～ネクストリーダーたちの奮闘記」の制作に協力し、地域活性化に貢献している公認会計士の取組について会員・準会員のみ

ならず広く社会に向けた広報活動に注力した。

また、公認会計士による中小企業の支援等の促進に関する活動にも取り組んでおり、その一環として、2021年9月22日に経済産業省とともに、会員・準会員及び地域未来牽引企業の方を対象にした、「METI・JICPA共催シンポジウム【インボイス制度導入目前！】企業のデジタル戦略、SDGsによる企業成長と地域貢献」をオンライン形式で開催した。

5. 会務運営の生産性・透明性

多くの戦略目標を達成するためには、協会がより生産性の高い組織へと変貌を遂げることが不可欠であり、財政構造の見直しやガバナンスの在り方の見直し等、組織改革に取り組んでいる。

財政構造に関しては、公認会計士が社会からの期待・要請に応えていくためには、協会が公認会計士を支援することができる体制を強化し続けていくことが重要であり、財政構造改革プロジェクトチームにおいて、財務の透明性、予実管理やコスト削減等、持続可能な協会財政の在り方を検討し、その結果を「持続可能な協会財政の在り方に関する提言」として取りまとめ、2021年12月8日付で会員向けに公表し、また会員・準会員向けの説明会を実施した。提言では、①協会財政の透明性、②費用の最適化、③会費減額制度の改定と期限の設定、④財政・会費構造に関する議論の継続、の4点について提言を行い、⑤業務会費、⑥地域会会費、⑦今後の財政予測に照らした現預金の使途、の3点について今後の議論につなげるための論点整理を行った。なお、この提言をもとにした会費規則の改正案を本総会に上程している。

また、協会のガバナンスと執行の在り方については、会務の迅速性・透明性確保策の検討や、会員属性の多様化等に伴う、協会の会務運営を担う役員の組織体制及び選出方法等について検討を実施している。前述の「持続可能な協会財政の在り方に関する提言」において、「地域会活動、地域会のガバナンス、事務局体制等、地域会の下にある県会・地区会の活動も含めた地域会の在り方全体」の検討の必要性に関する提言があったことから、この点も含め論点整理を進めている。現在、本検討に係る議論の経過を記した報告書を作成しており、その報告書を次期執行部に引き継ぐ予定である。

<ビジョンペーパー2022の策定>

我が国の公認会計士制度は70余年を迎えたところであり、その間、公認会計士は会計、監査、情報開示、ガバナンスに関する知見を有する専門家として日々

様々な業務に邁進し、協会も、我が国の資本市場の信頼の維持・向上及び会計監査の品質を確保するための諸施策をはじめ、公認会計士の業務の拡大に併せて多くの施策に取り組んできた。

2019年7月に発足した現執行部は、「前進～未来へ」のスローガンの下、公認会計士が社会からより一層の信頼を得られるよう、会務運営に取り組んできたが、現在の環境及び課題の認識に努め、およそ10年先である2030年を見据えた協会の進むべき方向性を示すため、2007年に公表したビジョンペーパーをベースに「ビジョンペーパー2022 日本公認会計士協会の進むべき方向性」を作成し、2022年3月に公表した。

ビジョンペーパーでは、協会会務の方向性及び協会の使命を冒頭に示した上で、公認会計士を取り巻く環境変化の認識と、環境変化への対応について示し、次期以降の執行部において継続して取り組むべき課題等を整理している。

<ガバナンスの状況>

本事業年度末日現在、役員の構成は、手塚会長ほか、副会長7名、専務理事1名、常務理事32名及び理事44名の計85名並びに監事4名である。なお、理事のうち2名には、山浦久司明治大学名誉教授及び大場昭義日本投資顧問業協会会长が、監事のうち1名には、大塚宗春早稲田大学名誉教授が、それぞれ就任し、外部の視点から協会会務の執行・監視を担っている。

その他のガバナンスに関する機関では、会長選出に係る「推薦委員会」において定数16名のうち2名（泉谷直木一般社団法人日本IR協議会会长及び伏屋和彦一般社団法人日本内部監査協会会长）、常勤役員の報酬に係る「報酬委員会」において定数5名のうち2名（島崎憲明野村ホールディングス株式会社社外取締役及び高橋理一郎弁護士）の有識者の参画を得て、運営の透明性確保を図っている。

また、会務運営の方向性等に関し意見を求め、会務運営の参考とすることを目的として、有識者による会務運営諮問会議を設置している。同会議は、以下の顧問7名で構成されている。

泉谷 直木 （一般社団法人日本IR協議会会长/アサヒグループホールディングス株式会社特別顧問）
清田 瞽 （株式会社日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループCEO）
櫻井 龍子 （元最高裁判所判事）

島崎 憲明 (野村ホールディングス株式会社社外取締役/元国際財務報告
基準財団評議員)

進藤 孝生 (日本製鉄株式会社代表取締役会長)

坂東 真理子 (学校法人昭和女子大学理事長・総長/元内閣府男女共同参画
局長)

伏屋 和彦 (一般社団法人日本内部監査協会会長)

※ 肩書・役職は2022年3月31日現在

以上